

河川敷地占用許可準則の一部改正について

平成28年5月30日国水政第34号
各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事、札幌市長、仙台市長、千葉市長、横浜市長、静岡市長、浜松市長、名古屋市長、大阪市長、堺市長、岡山市長、熊本市長 あて
国土交通省水管理・国土保全局長通知

標記については、平成28年5月30日付け国水政第33号をもって、国土交通事務次官から通知されたが、下記の事項に留意のうえ、遺漏のないように措置されたい。おって、貴管下市町村に対しても、この旨周知方取り計らわれたい。

記

第一 河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）改正の背景及び改正の視点

一 準則改正の背景について

今般、「資源としての河川利用の高度化に関する検討会（座長：小幡純子上智大学法科大学院教授）」において、魅力ある水辺空間の創出を推進する観点から、民間による水辺での事業参入を促し、民間の資金やノウハウを活用した河川敷地の有効利用を一層促進すべきであるという取りまとめがなされたことを踏まえ、河川における治水、利水機能の確保、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進が図られるよう準則を改正するものである。

なお、河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものとの基本的考え方に変更はないものである。

二 準則改正の視点について

都市・地域再生等占用主体が営業活動を行う事業者等である場合について、占用の許可の期間を公的主体と同程度にまで延長することで、民間による河川敷地の有効利用の一層の促進を図るものである。

第二 準則について

一 準則第二十二について

- (1) 河川管理者は、第4項第二号及び第三号に掲げる「営業活動を行う事業者等」（以下「事業者等」という。）を都市・地域再生等占用主体に定めようとするとき（継続しようとするときを含む。）は、特に次の事項に配慮し、当該占用が都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められる必要がある

ることに留意するものとする。

- ① 河川敷地の利用調整における公平性及び透明性を確保する観点から、例えばあらかじめ事業者等の選定にあたっての審査事項を明らかにした上で公募を実施するなど、多様な事業者等の参入促進及び選定過程の透明化を図ること。
 - ② 将来にわたる占用施設の適正な管理（占用期間満了等に伴う占用施設の除却及び河川の原状回復（以下「原状回復等」という。）を含む。）を確保する観点から、例えば次に掲げる資料を事業者等から提出させ、経営や会計等に関し専門的知識を有する者からの意見を求めるなど、都市・地域再生等占用主体として行おうとする事業の安定性を確認すること。
 - (ア) 収支計画書、決算書、事業計画書その他の経営状況や事業内容等に関する資料
 - (イ) 原状回復等に係る費用の合理的な見積書、資金計画書、撤去計画書その他の原状回復等に関する資料
- (2) 第二項に規定する都市・地域再生等占用方針において定める許可方針には、占用の許可の後、占用の許可を受けた者から決算書等を提出させるなどの方法により、適宜、経営状況等の確認を行うことを定めるものとする。
 - (3) 都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。）は、占用の許可の期間が満了することにより当然に継続されるものではなく、継続しようとするときには、新たに指定する場合と同様に、公募による新規参入希望者の確認や所要の審査、地域の合意など適正に処理すること。

二 準則第二十四について

都市・地域再生等占用主体による占用にあつては、準則第十二第1項と同様に十年以内を占用の許可の期間としているものであり、当該占用の目的を達成するため合理的かつ必要最小限度の期間を設定するものとする。